

農業改良普及対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1 農業改良普及対策事業補助金（以下「補助金」という。）は、農産物の安全性確保及び環境保全に効果の高い営農活動、病虫害のまん延防止、環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、スマート農業機械等の導入、農業経営の法人化、農業労働力の確保の支援を図るため、農林水産大臣又は知事が別に定める事業実施要領等に基づいて市町村又は農業者の組織する団体等（以下「市町村等」という。）が行う事業又は事務の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において市町村等に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する事業は、別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の種類、補助対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3 別表1に規定する補助金の種類間における補助対象経費については、相互に流用してはならない。

(申請手続)

第4 規則第3条の規定による申請書の様式は別紙様式第1-1号のとおりとし、添付書類の様式は別紙様式第8号、第11-1号、第12-1号、第12-2号、第13号、第14-1号、第14-2号、第15号、第16-1号、第17-1号及び第18号のとおりとする。

ただし、農業経営法人化支援事業にあつては、別紙様式第1-2号を提出するものとする。

2 前項の規定による申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において別紙様式第8号による納税対応状況表を作成し、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額

して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

3 第1項の規定による申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

(申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第6 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、第1項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第10号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更の承認)

第7 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ別紙様式第4号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表1の承認を要する変更欄に掲げる変更以外の変更で補助金の変更をきたさない次の各号に定める変更についてはこの限りでない。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められるもの。ただし、経費の目的を実質的に変更しない範囲を限度とすること。

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業の内容の変更。

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認

を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(遂行状況の報告)

第10 補助事業者は、別表2に掲げる事業については、補助事業の遂行状況について同表に定める期日までに、別紙様式第5号により遂行状況報告書を作成して知事に提出しなければならない。

ただし、知事が補助事業等の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、同表に定める期日のほかに遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第11 規則第13条に定める実績報告書の様式は別紙様式第2号のとおりとし、添付書類の様式は、第11-1号、第11-2号、第11-3号、第12-1号、第12-2号、第13号、第14-1号、第14-2号、第15号、第16-2号、第17-2号及び第18号のとおりとする。

ただし、農業経営法人化支援事業にあつては、第3に規定する補助金の交付申請書の提出をもってこれに替えるものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の3月31日（ただし、農薬残留確認調査事業については3月15日）のいずれか早い期日までとする。

3 第4第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出する前において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、第7の規定に基づき、変更承認を受けなければならない。

4 第4第2項ただし書の規定による申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額。）を別紙様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12 知事は、規則第14条に基づき補助金の額の確定をしたときは、その旨を別紙様式第7号により当該補助事業者へ通知するものとする。

ただし、農業経営法人化支援事業にあつては、第5に規定する補助金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第13 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

ただし、農業経営法人化支援事業にあつては、第3に規定する補助金の交付申請書の提出をもって交付の請求に替えるものとする。

(財産の処分の制限)

第14 規則第20条のただし書きに規定する知事の定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている期間又はそれに準ずるものとして認められる期間とする。

2 規則第20条第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとする。

3 補助事業者が、規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があつたときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。）で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙様式第9号による財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の管理)

第15 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従つて、その効率的な運営を図らなければならない。

(書類の提出)

第16 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- (1) 名古屋市にあつては、県庁に2部を、その他の市町村にあつては所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を提出するものとする。ただし、別表1に掲げる事業のうち環境保全型農業直接支払事業について、名古屋市の書類の提出先は尾張農林水産事務所とする。
- (2) 市町村以外の団体で、別表3に掲げる団体にあつては県庁に2部を、その他の団体にあつては所轄の県農林水産事務所に別に定める部数を提出するものとする。
- (3) 別表1に掲げる事業のうちスマート農業推進事業、スクミリングガイ防除対策事業、農業経営法人化支援事業及び農業労働力確保支援事業については、県庁に1部を提出するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成5年6月17日から適用する。
- 2 農業後継者育成対策事業補助金交付要綱（平成4年7月31日付け4農技第120号）は廃止する。

(附則)

この要綱は、平成5年8月18日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成7年6月1日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成7年6月19日に施行し、平成7年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成8年5月10日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成9年8月27日に施行し、平成9年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成10年7月1日に施行し、平成10年4月8日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成10年8月26日に施行し、平成10年4月8日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成11年5月21日に施行し、平成11年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成12年5月25日に施行し、平成12年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成13年6月20日に施行し、平成13年4月2日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成14年7月8日に施行し、平成14年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成15年7月9日に施行し、平成15年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成16年6月25日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成16年8月18日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成17年7月11日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成18年5月11日に施行し、平成18年4月3日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成22年5月11日に施行し、平成22年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月22日に施行し、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成24年4月6日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成25年7月23日に施行し、平成25年5月16日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年5月20日に施行し、平成27年4月9日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月20日に施行し、平成28年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月21日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成30年7月12日に施行し、平成30年6月12日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和元年7月8日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和2年6月1日に施行し、令和2年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和3年7月8日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表 1

事業名	補助金の種類	補助対象経費	補助率	承認を要する変更
農薬残留確認調査事業	農薬残留実態調査補助金	別表 1-1 に掲げる団体が、農薬残留確認調査事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 22 農経第 101 号農林水産部長通知）に基づき、登録保留基準への適合状況、農薬使用時の飛散の状況、周辺農作物への農薬の残留状況及び農薬の飛散防止技術の効果を確認するため、農薬の農作物、土壌等への残留量について調査を行う事業に要する次の経費。 (1) 農薬残留分析費(委託費) (2) 農薬残留分析費(試薬費等)	補助事業費の 1/2 以内	補助対象経費の 30%を超える経費の増減
環境保全型農業直接支払事業	環境保全型農業直接支払補助金	1 市町村が、環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 生産第 10953 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する次の対策に要する経費。 (1) 環境保全型農業直接支払交付金 ただし、補助対象経費の算定に用いる交付単価は、別表 4 に示す同要綱別紙の第 1 の 5 の表中②に定められた交付金の 10 a 当たりの単価のうち地方公共団体負担分の範囲内とする。 2 市町村が、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する次の対策に要する経費。 (1) 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金にかかる推進事業） 市町村推進事業 市町村が、日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する対策に要する経費。	1 補助事業費の 3/4 以内 2 補助事業費の 10/10	補助対象経費の 30%を超える経費の増減
スクミリンゴガイ防除対策事業	スクミリンゴガイ防除対策事業補助金	別表 1-2 に掲げる者が、スクミリンゴガイ防除対策実施要領（令和 3 年 4 月 1 日付け 3 農経第 434 号通知）に基づいて、スクミリンゴガイの防除体系の効果の検証に関する掛かり増し分に要する次の経費。 (1) 生産資材による防除 ア 農薬の購入費 イ 石灰窒素の購入費 ウ 散布作業のための委託費 (2) 冬期耕耘による防除 機械を作動するための燃料費	補助事業費の 1/2 以内	補助対象経費の 30%を超える増減
有機農業産地づくり推進事業	有機農業産地づくり推進事業補助金	市町村又は市町村が参画する協議会が、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和 3 年 12 月 27 日付け 3 環バ第 144 号農林水産事務	定額（上限額 1,000 万円）、	補助金額の 30%を超える増減

		<p>次官依命通知) 及びみどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱 (令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知) に基づき、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するモデル的先進地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産及び加工、流通、消費の拡大に資する事項を定める計画の策定及びその実現に向けた取組に要する次の経費。</p> <p>1 有機農業実施計画の策定 (1) 検討会の開催 (2) 試行的な取組の実施 (3) 有機農業実施計画策定の周知</p> <p>2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (1) 検討会の開催 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 課題解決に向けた調査等 (4) 有機農業実施計画の変更</p>	ただし、機械リース費に係る経費のみ1/2以内	
スマート農業推進事業	スマート農業推進事業補助金	<p>別表1-3に掲げる者が、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱 (令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知) に基づいて、環境にやさしい栽培技術と先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた栽培体系へと転換を図るための取組に要する次の経費。</p> <p>(1) 検討会の開催 (2) グリーンな栽培体系の検証 (3) グリーンな栽培マニュアルの作成 (4) 産地戦略の策定 (5) 情報発信</p>	<p>定額 (上限額300万円 (ただし、化学農薬の使用量低減と化学肥料の使用量低減又は温室効果ガスの削減を同時に行う場合など、2つ以上の環境負荷軽減の取組に取り組む場合は360万円))</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は補助金額の増</p> <p>2 事業費又は補助金額の30%を超える減</p>

スマート農業推進事業	スマート農業導入支援事業補助金	<p>別表1-4に掲げる者が、スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領（令和3年12月21日付け3農産1877号農林水産省農産局長通知）に基づいて実施する次の事業メニューに要する経費。</p> <p>1 一括発注タイプ (1)一括発注タイプ (2)技術カスタマイズ支援タイプ</p> <p>2 共同利用タイプ</p>	<p>1 (1) 1/2以内（1農業者等当たり1,000万円を上限額とする）、 2/3以内（1農業者等当たり1,500万円を上限額とする） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要領別表3の定めるところによるものとする。</p> <p>1 (2) 定額（1(1)に対する1農業者等当たり補助額の最大額を上限額とする）</p> <p>2 1/2以内(100万円を上限額とする)</p>	<p>経費の配分の変更</p> <p>1 経費ごとの相互間における経費の増減</p> <p>事業の内容の変更</p> <p>1 成果目標の変更 2 事業費の増額又は3割を超える減額</p>
農業経営法人化支援事業	農業経営法人化支援事業補助金	別表1-5に掲げる者が、農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和2年3月26日付け2経営第298号農林水産事務次官依命通知）に基づいて、個人経営体の農業経営を法人化する取組に要した経費。	定額 (25万円)	

農業労働力確保支援事業	農業労働力確保支援事業費補助金	農業分野において労働力の供給を業として行う事業者が、農業労働力確保支援事業実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知）に基づいて、農繁期に対応した労働力の供給に係るマッチングサービスの提供に要する経費。ただし、マッチングサービスの利用料を補助金額分減額して利用者にサービスを提供する場合に限る。	定額 (マッチング1件あたり5,000円と実際のサービス利用料のどちらか低い額)	別途定める範囲を超える補助金額の増減
-------------	-----------------	---	---	--------------------

別表 1 - 1

- ・市町村
- ・農業協同組合（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 242 号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。））
- ・農業協同組合中央会
- ・農業協同組合連合会
- ・営農集団（農事組合法人以外の農業生産法人。ただし、受益農家数は 3 戸以上とする。）
- ・特認団体（知事が東海農政局長と協議して適当と認める団体。代表者の定めがあり、かつ、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。）

別表 1 - 2

- ・農業協同組合
- ・特認団体（知事が東海農政局長と協議して適当と認める団体。代表者の定めがあり、かつ、定款等組織及び運営についての規約の定めがあること。）

別表 1 - 3

事業の取組主体は、以下の要件を満たす協議会とする。

- (1) 農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体（以下「農業者」という。）、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、農業協同組合（営農指導事業担当）、市町村、都道府県等により構成されていること。

このうち都道府県（普及組織）、及び農業協同組合（営農指導事業担当）又は農業者を必須の構成員とする。また、協議会の構成員に、農業者を含まない場合であっても、事業の実施に当たっては、事業実施地区を特定し、当該地区の農業者の参加を必須とする。

- (2) 協議会は、全ての構成員の同意の上、次に掲げる事項に係る規約を協定、規約、規定等により定め、かつ、協議会の全ての構成員がこれに同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表者の権限権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

別表 1 - 4

- ・農業者等（農業者、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体）
- ・以下の要件を満たすコンソーシアム
 - ア 機械を導入する農業者等が含まれていること。
 - イ 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用

方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

ウ コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

エ 事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

別表 1 - 5

事業の取組主体は、以下の要件を満たす経営体とする。

- ・ 農業経営法人化支援総合事業実施要綱別記 1 の第 2 の 3 の (1) のアに規定する経営診断を受けて設立された農業経営を行う法人であること。
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和 4 年 3 月 30 日付け 3 経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 5 の (1) に規定する要件を満たす組織が法人化したものでないこと。
- ・ 適切な就業規則（労働基準法第 89 条に基づき常時 10 人以上の労働者を使用する使用者に作成が義務付けられている就業規則と同等の事項が定められており、同法を下回る労働条件が定められていないものをいう。）が整備されていること。
- ・ 法人設立後、交付年度において、雇用契約の締結に際し、期間の定めのない雇用又はあらかじめ 7 か月以上の期間を定めた者を雇用していること。

別表 2 遂行状況報告書の提出を要する事業

事業名	状況を調査する期日	報告期日
農薬残留確認調査事業	事業実施年度の 11月30日 1月31日	事業実施年度の 12月5日 2月5日
環境保全型農業直接支払事業 (1)環境保全型農業直接支払交付金 (2)日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金に かかる推進事業) 市町村推進事業	(1)事業実施年度の 12月31日 (2)事業実施年度の 12月31日	(1)事業実施年度の 1月15日 (2)事業実施年度の 1月15日
スクミリンゴガイ防除対策事業	事業実施年度の 11月30日	事業実施年度の 12月5日
有機農業産地づくり推進事業	事業実施年度の 12月31日	事業実施年度の 1月15日
スマート農業推進事業	事業実施年度の 12月31日	事業実施年度の 1月15日
農業労働力確保支援事業	別途定める日	別途定める日

別表 3 市町村以外の団体で、書類を県庁に提出する団体

愛知県経済農業協同組合連合会 名古屋市に主たる所在地を置く農業協同組合、営農集団及び特認団体 上記以外の県域の団体

別表4 環境保全型農業直接支払交付金の補助対象経費の算定に用いる交付単価

対象活動	国の環境保全型農業直接支払交付金と一体的に 地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10アール当たりの単価 ※
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	4,400円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	6,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,400円 (小麦、大麦・イタリアンライグラスを作付けした場合は3,200円)
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	5,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と不耕起播種を組み合わせた取組	3,000円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と長期中干しを組み合わせた取組	800円
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する活動と秋耕を組み合わせた取組	800円
有機農業の取組 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物以外の作物に関するもの)	12,000円 (このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合(注)に限り、2,000円を加算)
有機農業の取組 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物)	3,000円

(注) 土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合

※環境保全型農業直接支払交付金実施要領に規定される交付額の調整が行われた場合は、農業水産局長は県の交付額の調整を行う。

(別紙様式第1-1号)

年度農業改良普及対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度において下記の事業を別紙計画書のとおり実施したいので、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号)第3条の規定に基づき補助金 円を交付してください。

記

事業名 ○ ○ 事業
補助金名 ○ ○ 補助金

「添付書類」

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書(別紙様式第3号)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式第1-2号)

年度農業改良普及対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年度において下記のとおり法人化とともに常時雇用者の雇用を行ったので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第3条の規定に基づき補助金250,000円を交付してください。

記

事業名 農業経営法人化支援事業
補助金名 農業経営法人化支援事業補助金
事業内容
1 法人名
2 法人設立登記年月日
3 常時雇用人数

「添付書類」

- 1 登記事項証明書
- 2 就業規則
- 3 雇用期間が確認できる書面等
- 4 法人設立年度以前に農業経営相談所で最初に経営診断を受けた場合は、その事実が分かる資料

(別紙様式第2号)

年度農業改良普及対策事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業については、別紙実績報告書のとおり実施しましたので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第13条の規定に基づき報告します。

記

事業名 (様式第1号に準ずる)
補助金名 (同 上)

「添付書類」

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書(別紙様式第3号)
- 3 その他知事が必要と認める書類

(注) 事業実績書について、事業計画書と変更の生じた場合にあっては、変更部分について当初計画を上段に()書又は赤書として二段で記載する。

(別紙様式第3号)

収 支 予 算 書
(収 支 精 算 書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、県費補助金、市町村費補助金、分担金、負担金などに分けて記入のこと。

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減 (△印は減額)	備 考
	円	円	円	
計				

(注) 区分の欄は、市町村にあつては、事業費としての補助金と附帯事務費とを分けて記入することとし、農業団体にあつては、事業費の経費区分ごとに記入する。

(別紙様式第4号)

年度農業改良普及対策事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました(事業名及び補助金名)について、下記のとおり計画を変更したいので農業改良普及対策事業補助金交付要綱第7の規定に基づき承認されたく申請します。

なお、その他については補助金交付申請書記載のとおりです。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 計画変更の内容

(注) 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式によって変更後の欄を設け、その内容が対比できるように作成すること。

(別紙様式第5号)

年度農業改良普及対策事業補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業について、農業改良普及対策事業補助金交付要綱第10の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

事業名 ○ ○ 事業
補助金名 ○ ○ 補助金

(別紙)

事業主体名： _____

1 事業主体に対する補助金交付状況

交付決定を受けた事業計画			補助金受領額	
事業量	事業費	うち補助金額	月 日	金 額
	円	円		円

(注) 補助金受領額の欄は、概算払いにより補助金を受領した場合に記載する

2 事業実施状況

出 来 高 月 日までに完了したもの				残 高 月 日以降に実施するもの			事業完了 予定年月日
事業量	事 業 費		事業費 進捗率	事業量	事 業 費		
		うち補助金額				うち補助金額	
	円	円	%		円	円	

(別紙様式第6号)

番 号
年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
補助事業者名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました下記事業について、農業改良普及対策事業補助金交付要綱第11の4の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第14条に基づく補助金の確定額
金 円
- 2 補助金の変更交付決定により減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

(別紙様式第7号)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

年度農業改良普及対策事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号の実績報告については、交付決定の内容及び
その条件に適合していますので、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）
第14条の規定によって、下記のとおり額を確定します。

記

補助金決定額

金〇〇〇, 〇〇〇円

事業主体における納税対応状況表

事業主体名

納税対応(予定)	補助金に係る課税仕入の税額控除	該当欄
1 課税売上げなし	税額控除なし	
2 免税事業者	税額控除なし	
3 納税義務者	—	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし	
(2) 一般事業者	—	
① 課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	—	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式	—	
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上高5億円以下かつ課税売上割合95%以上	全額控除	

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。

※公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人等、下記の※印参照）用

事業主体における納税対応状況表

事業主体名

納税対応（予定）	補助金に係る課税仕入の税額控除	該当欄
1 課税売上げなし	税額控除なし	
2 免税事業者	税額控除なし	
3 納税義務者	—	
(1) 簡易課税制度採用者	税額控除なし	
(2) 特定収入割合 5%超	税額控除なし	
(3) 特定収入割合 5%以下	—	
① 課税売上高5億円超又は課税売上割合9.5%未満	—	
イ 一括比例配分方式	課税売上割合相当額控除	
ロ 個別対応方式	—	
a 共通用	課税売上割合相当額控除	
b 課税売上用	全額控除	
② 課税売上高5億円以下かつ課税売上割合9.5%以上	全額控除	

補助金交付申請に当たって、事業主体の納税対応状況について該当する欄に○印を記入すること。

[特定収入：税金、補助金、会費、寄付金等の対価性のない収入]

※ 国、地方公共団体に準ずる法人としての公団、公庫、事業団、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会、共済組合等と人格のない社団等

(別紙様式第9号)

財 産 管 理 台 帳

市町村等名 : _____

地区名				事業実施年度		補助金名				処分制限期間		処分の状況		摘要
地区				年度										
事業区分	事業の内容			工期等		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
	事業種目	工種構造施設区分	施工箇所設置場所	事業量	着工等年月日	竣工等年月日	総事業費	負担区分						
								県費	市町村費					その他
							円	円	円	円				
	小計													
	小計													
	合計													

注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付及び担保提供等別に記入すること。

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権者の名称等又は補助金返還額を記入すること。

(別紙様式第10号)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び愛知県から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(参 考)

年 月 日

請 求 書

愛知県知事 殿

(愛知県 農林水産事務所長 殿)

住 所

団 体 名

代表者氏名

下記の金額を交付してください。

記

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度 (事業名)
補助金

(概算払いを行う場合)

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	概算払い 精算払い

(参 考)

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名 印

年度農業改良普及対策事業補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号の申請については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条の規定によって、下記のとおり決定します。

記

- | | |
|--------|------------|
| 1 事業名 | 事業 |
| 2 補助金名 | 補助金 |
| 3 補助金額 | 金〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 4 補助条件 | |

(別紙様式第11-1号)

年度農薬残留確認調査事業計画書(実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容

農薬残留確認調査の実施計画(実績)

項目(※1)	分析検体数		農薬取締法違反件数(※2)		本年度事業費	備考
	本年度計画 (本年度実績)	前年度実績 (本年度計画)	本年度目標 (本年度実績)	前年度実績 (本年度目標)		
定性分析法	件	件	件	件	円	
定量分析法						
イムノアッセイ法						
合計						

※1 項目の欄は、分析手法(定性分析法、定量分析法、イムノアッセイ法など)ごとに記入する。

※2 農薬取締法違反件数の欄は、農薬残留分析結果及び生産履歴記帳を精査した結果、農薬取締法に違反する事例を記入する。

3 経費の配分

区分	事業費 (消費税相当額)	負担区分			備考 (※3)
		県費	市町村費	その他	
農薬残留分析費 (委託費)	() 円	円	円	円	委託先
農薬残留分析費 (試薬費等)	()				
合計	()				

※3 実績書において、農薬残留分析費(委託費)にあつては、備考欄に委託先を記入する。

4 事業(予定)期間

事業着手日 年 月 日

事業完了日 年 月 日

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

5 その他(実績報告時には以下の書類を作成し、本実績書に添付すること)

(1) 農薬残留確認調査事業の成果報告書(別紙様式第11-2号)

(2) 残留農薬分析実績一覧表(別紙様式第11-3号)

(別紙様式第 1 1 - 2 号)

年度農薬残留確認調査事業の成果報告書

事業実施主体名：

1 事業の実施方法

2 農薬残留分析実績

分析件数	うち農薬の不適切な使用が疑われた件数〔注 1〕			
		適用外農薬検出	残留基準値超過	農薬の不適切な使用件数
件	件	件	件	件

〔注 1〕 件数は、成分数ではなく、該当のあった分析件数を記入する。

(例：1 件の分析で 3 成分の違反疑いがあっても、件数は 1 件と記載する。)

〔注 2〕 残留農薬分析実績一覧表 (様式 2 号) を添付する。

3 事業の成果

(1) 農薬登録保留基準 (残留基準) への適合状況

(2) 土壌残留や農薬飛散防止等に対する指導

(3) その他 (栽培暦への反映等)

(別紙様式第11-3号)

年度 残留農薬分析実績一覧表

事業実施主体名:

	部署	作物名	分析方法 (※1)	分析成分名 (定量分析法、 イムノアッセイ法のみ) (※2)	補助対象の 区分 (※3)	受付月日 (検体搬入日等)	結果報告	検体数	支払金額	支払日 (引落日等)	分析結果			左の欄の要因分析(成分数)				対処 報告書	県への 通報	事後 対応
											問題あり (検体数)	適用外 (成分数)	基準値超過 (成分数)	適用外 使用	土壌残留	防除器具 洗浄不足	ドリフト			
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
				合計	0			0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 「分析方法」欄は、定性分析法は「定性」、定量分析法は「定量」、イムノアッセイ法は「イムノ」を入力してください。

※2 「分析成分名」欄は、定量分析法及びイムノアッセイ法の場合のみ成分名を入力してください。定性分析法の場合は記載不要です。

※3 「補助対象の区分」欄は、補助対象の場合は「対象」を入力し、補助対象外の場合は空欄としてください。
 なお、実績報告書及び様式1号に補助対象外の内容を記載しない場合は、この一覧表への入力不要です。

(別紙様式第12-1号)

年度環境保全型農業直接支払事業計画書(実績書)
(環境保全型農業直接支払交付金)

1 事業の目的

2 事業の内容

環境保全型農業直接支払交付金の実施計画(実績)

対象活動	取組面積(a)	備考
1 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用		
2 カバークロップ		
3-1 リビングマルチ (3-2に該当するものを除く。)		
3-2 リビングマルチ (小麦、大麦・イタリアンライグラス)		
4 草生栽培		
5 不耕起播種		
6 長期中干し		
7 秋耕		
8-1-1 有機農業 (8-1-2及び8-2に該当するものを除く。)		
8-1-2 有機農業 (炭素貯留効果の高い有機農業を実施するもの。)		
8-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)		
合計		

3 経費の配分

(単位:円)

区分	事業費	負担区分		備考
		県	市町村	
環境保全型農業 直接支払交付金				

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(注1) 事業の内容及び経費の配分の積算内訳として、別添1、2を添付すること。

(注2) 計画変更の場合にあっては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(別添1)

環境保全型農業直接支払事業 対象活動別取りまとめ表

番号	農業者団体等名	作物名 (※1)	対象活動		
			取組番号 (※2)	取組面積 (※3)	備考
				a	
合 計					
内 訳	1 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	計			
	2 カバークロップ	計			
	3-1 リビングマルチ (3-2に該当するものを除く。)	計			
	3-2 リビングマルチ (小麦、大麦・イタリアンライグラス)	計			
	4 草生栽培	計			
	5 不耕起播種	計			
	6 長期中干し	計			
	7 秋耕	計			
	8-1-1 有機農業 (8-1-2及び8-2に該当するものを除く。)	計			
	8-1-2 有機農業 (炭素貯留効果の高い有機農業を実施するもの。)	計			
	8-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)	計			

- ※1 作物名の欄には、5割低減又は有機農業に取り組む作物名を記載する。
 ※2 取組番号の欄には、下記の1～8から該当番号を記載する。

1 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 2 カバークロップ 3-1 リビングマルチ (3-2に該当するものを除く。) 3-2 リビングマルチ (小麦、大麦・イタリアンライグラス) 4 草生栽培 5 不耕起播種 6 長期中干し 7 秋耕 8-1-1 有機農業 (8-1-2及び8-2に該当するものを除く。) 8-1-2 有機農業 (炭素貯留効果の高い有機農業を実施するもの。) 8-2 有機農業 (そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物に限る。)

- ※3 取組面積は、農業者団体等ごと、対象活動別に合計した面積を記載する。
 ※4 交付対象面積は、a未满是切り捨てる。

(別添2)

環境保全型農業直接支払事業 実施取りまとめ表

番号	農業者団体等名	交付対象面積 (※1)	補助対象交付金額 (※2)	
				うち県補助金
		a	円	円
合	計			

※1 交付対象面積は、a未滿は切り捨てる。

※2 補助対象交付金額の欄には、別表4の交付単価に交付対象面積を乗じた額（調整がある場合は調整後の額）を記載する。

(別紙様式第12-2号)

年度環境保全型農業直接支払事業計画書(実績書)
(日本型農業直接支払推進交付金(環境保全型農業直接支払交付金にかかる推進事業)
市町村推進事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

市町村推進事業実施計画(実績)

区 分	内 容	備 考
1. 促進計画の策定	(時期)	
2. 推進・指導	(時期、活動内容)	
3. 確認事務	(時期、確認内容、※確認件数)	
4. その他の推進事務	(時期、活動内容)	

※実績報告書のみ記載

3 経費の配分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		県	市町村	

4 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(別紙様式第 13号)

スクミリンゴガイ防除対策事業に係る防除計画書 (実績書)

1 事業 (防除) の内容

2 事業 (防除) に要する (要した) 経費の配分及び負担区分

(単位: 円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		交付金②	その他③	
(1) 生産資材施用による防除 (ア) 農薬の購入費 (イ) 石灰窒素の購入費 (ウ) 散布作業の委託費				
(2) 冬期耕耘による防除 機械を作動するための燃料費				
合 計				

3 事業 (防除) 実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了 (予定) 年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 別紙 1
(2) 事業実施場所 (地域) がわかる地図

1 生産資材による防除

(1) 農薬の購入費

ほ場管理者 名又は組織 名	事業費 (円)	負担区分		実施計画(実績)					
		交付金 (円)	その他 (円)	商品名	資材単価 (円/kg袋)	購入数量 (袋)	購入金額 (円)	散布面積 (ha)	備考
				小計					
				小計					
合計				—		—	—	—	—

注：作業（散布）記録は、実績報告時に添付すること。

注：備考欄に積算根拠を記入すること。

(2) 石灰窒素の購入費

ほ場管理者 名又は組織 名	事業費 (円)	負担区分		実施計画(実績)					
		交付金 (円)	その他 (円)	商品名	資材単価 (円/kg袋)	購入数量 (袋)	購入金額 (円)	散布面積 (ha)	備考
				小計					
				小計					
合計				—		—	—	—	—

注：作業（施用）記録は、実績報告時に添付すること。

注：備考欄に積算根拠を記入すること。

(3) 散布作業の委託費

ほ場管理者 名又は組織 名	事業費 (円)	負担区分		実施計画(実績)					
		交付金 (円)	その他 (円)	作業委託先	委託単価 (円/面積又は、時 間、日)	散布面積 (ha)	散布時間又 は日数 (時間、 日)	委託代金 (円)	備考
				小計					
				小計					
合計				—		—	—	—	—

注：委託業者の作業記録は、実績報告時に添付すること。

注：備考欄に積算根拠を記入すること。

2 冬期耕耘による防除のための燃料費

ほ場管理者 名又は組織 名	事業費 (円)	負担区分		実施計画(実績)						
		交付金 (円)	その他 (円)	燃料名	燃料単価 (円/L)	購入数量 (L)	購入金額 (円)	耕耘面積 (ha)	作業時間 (h/10a)	備考
				小計						
				小計						
合計				—		—	—	—	—	—

注：防除の作業記録は、実績報告時に添付すること。

注：備考欄に積算根拠を記入すること。

(別紙様式第14-1号(有機農業実施計画の策定に向けた取組))

○年度有機農業産地づくり推進事業計画書(事業実績書)

〈有機農業実施計画の策定に向けた取組〉

取組主体名：

1 事業内容

取組内容	実施時期	開催場所	備考
ア 検討会の開催			
イ 試行的な取組の実施			
ア 生産			
イ 加工・流通			
ウ 消費			
ウ 有機農業実施計画策定の周知			

- (注) 1 「取組内容」の欄は、具体的な取組内容を記載すること。
2 適宜、行を追加して記入すること。
3 必要に応じて、事業の内容を示す企画書を添付すること。

2 事業費

(1) 総括

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
ア 検討会の開催	0	0	0	
イ 試行的な取組の実施	0	0	0	
ウ 有機農業実施計画策定の周知	0	0	0	
合計	0	0	0	

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(2) 事業内容別の内訳

事業内容	本年度予算額		本年度決算額		増減		備考（積算基礎等）
	うち国費		うち国費		うち国費		
ア 検討会の開催							
事業費							
会場借料							
印刷製本費							
消耗品費							
旅費							
委員旅費							
調査等旅費							
謝金							
委託費							
役務費							
雑役務費							
手数料							
租税公課							
イ 試行的な取組の実施							
備品費							
賃金							
事業費							
会場借料							
通信・運搬費							
借上費							
印刷製本費							
原材料費							
資材費							
消耗品費							
情報発信費							
研修会参加費							
認証取得推進費							
燃料費							
旅費							
委員旅費							
調査等旅費							
謝金							
委託費							
役務費							
雑役務費							
手数料							
租税公課							
ウ 有機農業実施計画策定の周知							
備品費							
事業費							
借上費							
印刷製本費							
消耗品費							
旅費							
委員旅費							
調査等旅費							
謝金							
合計							

(注) 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）の別記1の別添1」又は「みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱の別記2の別添」の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了）日

4 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）第5の1（1）別紙様式第1号」又は「みどりの食料システム推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知）第5の1（2）別紙様式第2号」
- (2) 本事業の一部を外へ委託する場合は、その委託契約書案又は金額の確認できる書類
- (3) リース導入を実施する補助事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類

(別紙様式第14-2号(有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践))

○年度有機農業産地づくり推進事業計画書(事業実績書)

〈有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践〉

取組主体名： _____

1 事業内容

取組内容	実施時期	開催場所	備考
ア 検討会の開催			
イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践			
ア 生産			
イ 加工・流通			
ウ 消費			
ウ 課題解決に向けた調査等			
エ 有機農業実施計画の変更			

- (注) 1 「取組内容」の欄は、具体的な取組内容を記載すること。
2 適宜、行を追加して記入すること。
3 必要に応じて、事業の内容を示す企画案を添付すること。

2 事業費

(1) 総括

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
ア 検討会の開催	0	0	0	
イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践	0	0	0	
ウ 課題解決に向けた調査等	0	0	0	
エ 有機農業実施計画の変更	0	0	0	
合計	0	0	0	

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(2) 事業内容別の内訳

事業内容	本年度予算額		本年度決算額		増減		備考（積算基礎等）
	うち国費		うち国費		うち国費		
ア 検討会の開催							
事業費							
会場借料							
印刷製本費							
消耗品費							
旅費							
委員旅費							
調査等旅費							
謝金							
委託費							
役務費							
雑役務費							
手数料							
租税公課							
イ 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践							
備品費							
賞金							
事業費							
会場借料							
通信・運搬費							
借上費							
印刷製本費							
原材料費							
資材費							
消耗品費							
情報発信費							
研修会参加費							
認証取得推進費							
燃料費							
旅費							
委員旅費							
調査等旅費							
謝金							
委託費							
役務費							
雑役務費							
手数料							
租税公課							
ウ 課題解決に向けた調査等							
備品費							
事業費							
借上費							
印刷製本費							
消耗品費							
旅費							
委員旅費							
調査等旅費							
謝金							
エ 有機農業実施計画の変更							
備品費							
事業費							
借上費							
印刷製本費							
消耗品費							
旅費							
委員旅費							
調査等旅費							
謝金							
合計							

(注) 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）の別記1の別添1」又は「みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱の別記2の別添」の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了）日

4 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）第5の1（1）別紙様式第1号」又は「みどりの食料システム推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知）第5の1（2）別紙様式第2号」
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書案又は金額の確認できる書類
- (3) リース導入を実施する補助事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類

(別紙様式第15号(グリーンな栽培体系への転換サポート))

○年度グリーンな栽培体系への転換サポート事業計画書(事業実績書)

取組主体名:

1 事業内容

取組内容	実施時期	開催場所等	備考
ア 検討会の開催			
イ グリーンな栽培体系の検証			
ウ グリーンな栽培マニュアルの作成			
エ 産地戦略の策定			
オ 情報発信			

(注)

- 1 「取組内容」の欄は、具体的な取組内容を記載すること。
- 2 適宜、行を追加して記入すること。
- 3 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱(令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知)第1の1又は「みどりの食料システム推進交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知)第1の1の事業内容を確認のうえ、記載すること。

2 事業費

(1) 総括

区分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	円	円	円	
ア 検討会の開催	0	0	0	
イ グリーンな栽培体系の検証	0	0	0	
ウ グリーンな栽培マニュアルの作成	0	0	0	
エ 産地戦略の策定	0	0	0	
オ 情報発信	0	0	0	
合計	0	0	0	

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。また、他の事業区分と兼ねる場合は、その旨記載すること。

(2) 事業内容別の内訳

事業内容	費目	本年度予算額		本年度決算額		増減		備考
			うち国費		うち国費		うち国費	
ア 検討会の開催								
小計				-	-	-	-	
買金等				-	-	-	-	
事業費	会場借料			-	-	-	-	
	通信・運搬費			-	-	-	-	
	借上費			-	-	-	-	
	印刷製本費			-	-	-	-	
	資料購入費			-	-	-	-	
	原材料費			-	-	-	-	
	資材購入費			-	-	-	-	
	消耗品費			-	-	-	-	
	燃料費			-	-	-	-	
	旅費			-	-	-	-	
	委員旅費			-	-	-	-	
	調査等旅費			-	-	-	-	
謝金				-	-	-	-	
委託費				-	-	-	-	
役務費				-	-	-	-	
雑役務費	手数料			-	-	-	-	
	租税公課			-	-	-	-	
イ グリーンな栽培体系の検証								
小計				-	-	-	-	
備品費				-	-	-	-	
買金等				-	-	-	-	
事業費	会場借料			-	-	-	-	
	通信・運搬費			-	-	-	-	
	借上費			-	-	-	-	
	印刷製本費			-	-	-	-	
	資料購入費			-	-	-	-	
	原材料費			-	-	-	-	
	資材購入費			-	-	-	-	
	消耗品費			-	-	-	-	
	燃料費			-	-	-	-	
	旅費			-	-	-	-	
	委員旅費			-	-	-	-	
	調査等旅費			-	-	-	-	
謝金				-	-	-	-	
委託費				-	-	-	-	
役務費				-	-	-	-	
雑役務費	手数料			-	-	-	-	
	租税公課			-	-	-	-	
ウ グリーンな栽培マニュアルの作成								
小計				-	-	-	-	
買金等				-	-	-	-	
事業費	会場借料			-	-	-	-	
	通信・運搬費			-	-	-	-	
	借上費			-	-	-	-	
	印刷製本費			-	-	-	-	
	資料購入費			-	-	-	-	
	原材料費			-	-	-	-	
	資材購入費			-	-	-	-	
	消耗品費			-	-	-	-	
	燃料費			-	-	-	-	
	旅費			-	-	-	-	
	委員旅費			-	-	-	-	
	調査等旅費			-	-	-	-	
謝金				-	-	-	-	
委託費				-	-	-	-	
役務費				-	-	-	-	
雑役務費	手数料			-	-	-	-	
	租税公課			-	-	-	-	
エ 産地戦略の策定								
小計				-	-	-	-	
買金等				-	-	-	-	
事業費	会場借料			-	-	-	-	
	通信・運搬費			-	-	-	-	
	借上費			-	-	-	-	
	印刷製本費			-	-	-	-	
	資料購入費			-	-	-	-	
	原材料費			-	-	-	-	
	資材購入費			-	-	-	-	
	消耗品費			-	-	-	-	
	燃料費			-	-	-	-	
	旅費			-	-	-	-	
	委員旅費			-	-	-	-	
	調査等旅費			-	-	-	-	
謝金				-	-	-	-	
委託費				-	-	-	-	
役務費				-	-	-	-	
雑役務費	手数料			-	-	-	-	
	租税公課			-	-	-	-	
オ 情報発信								
小計				-	-	-	-	
買金等				-	-	-	-	
事業費	会場借料			-	-	-	-	
	通信・運搬費			-	-	-	-	
	借上費			-	-	-	-	
	印刷製本費			-	-	-	-	
	資料購入費			-	-	-	-	
	原材料費			-	-	-	-	
	資材購入費			-	-	-	-	
	消耗品費			-	-	-	-	
	燃料費			-	-	-	-	
	旅費			-	-	-	-	
	委員旅費			-	-	-	-	
	調査等旅費			-	-	-	-	
謝金				-	-	-	-	
委託費				-	-	-	-	
役務費				-	-	-	-	
雑役務費	手数料			-	-	-	-	
	租税公課			-	-	-	-	
合計				-	-	-	-	

(注) 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環/第144号農林水産事務次官依命通知）の別記2の別添2」又は「みどりの食料システム推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環/第340号農林水産事務次官依命通知）の別記3の別添2の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了）日
令和 年 月 日

4 添付書類（添付しない書類名は削除すること。）

- (1) 「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環/第144号農林水産事務次官依命通知）第5の1（2）別紙様式第2号」又は「みどりの食料システム推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環/第340号農林水産事務次官依命通知）第5の1（3）別紙様式第3号」
- (2) 本事業の一部を外部に委託する場合は、その委託契約書案又は金額の確認できる書類
- (3) リース導入を実施する補助事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類

スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業
(一括発注タイプ)
事業実施計画書

事業実施年度	令和〇年
都道府県名	〇〇〇
事業実施主体名	〇〇〇
(代表者)	〇〇〇

整理No. _____

事業実施計画 総括表（一括発注タイプ）

1 事業実施主体名

--

2 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

3 事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

4 成果目標及びポイント

様式第2-2号「成果目標及びポイント一覧（一括発注タイプ）」のとおり。

5 総括表

事業の種類	総事業費 (円)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
2 一括発注タイプ					
(1) 一括発注タイプ					
(2) 技術カスタマイズ支援タイプ					
合 計					

(注1) 補助率を2/3とする場合は、今回の事業にてRTK基地局を同時に導入すること、又は加工・業務用野菜に係る実需者との契約書（契約書を取り交わしていない場合は、様式第2-6号「加工・業務用野菜に係る契約内容確認書」）若しくは水田からの転換によって果樹を生産していることを示す書類を提出すること。

(注2) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

取組目標及び成果目標のポイント一覧（一括発注タイプ）

1 事業実施主体名

--

2 事業実施主体の成果目標及び事業実施主体を構成する農業者等の取組目標のポイント一覧

取組目標及び成果目標の項目	事業実施主体を構成する農業者等名	数値			ポイント
		現状値（令和〇年度：事業実施年度）	目標値（令和〇年度：事業実施年度の翌々年度）	割合（％）	
1. 10a当たり労働時間（作業受託による作業時間も含む。）を削減（値は時間単位で記載すること。）	取組目標			/	/
				/	/
				/	/
				/	/
	成果目標 （取組目標の平均）				(①)
2. 経営面積（作業受託面積も含む。）を拡大（値はha単位で記載すること。）	取組目標			/	/
				/	/
				/	/
				/	/
	成果目標 （取組目標の平均）				(②)
3. 農業所得（作業受託による収入も含む。）を増加（値は千円単位で記載すること。）	取組目標			/	/
				/	/
				/	/
				/	/
	成果目標 （取組目標の平均）				(③)

（注1）事業実施主体が農業者等の場合は、「取組目標」欄には記載せず「成果目標（取組目標の平均）」欄に直接記載すること。

（注2）現状値については、根拠となる書類を添付すること。

（注3）適宜、事業実施主体を構成する農業者等名に関する行を追加して記載すること。

3 加算ポイント一覧

項目	事業実施主体を構成する農業者等名	数値			ポイント
		メーカー希望小売価格（円）	調達価格（円）	削減率（％）	
1. 機械価格をメーカー希望小売価格から10%以上削減				/	/
				/	/
				/	/
				/	/
	平均				/
2. 事業実施主体又は事業実施主体を構成する全ての者が実需者との契約に基づき加工・業務用野菜に取り組んでいる場合					(⑤)
3. 事業実施主体又は事業実施主体を構成する全ての者が転換果樹に取り組むために水田を畑地化した場合					(⑥)
4. 事業実施主体又は事業実施主体を構成する全ての者が輸出に取り組んでいる場合					(⑦)

（注1）項目1については必須で記載すること。項目2～4については、該当する場合にのみ記載すること。

（注2）項目1については、事業実施主体が農業者等の場合は、「平均」欄にのみ記載すること。

（注3）項目4については、取組を確認できる書類を添付すること。

（注4）適宜、事業実施主体を構成する農業者等名に関する行を追加して記載すること。

4 ポイント合計

①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=

事業実施経費（一括発注タイプ）

1 事業実施主体名

--

2 事業実施経費

事業の種類	金額（円）	内訳	備考
2 一括発注タイプ			
機械費			
3 技術カスタマイズ等			
(1) 技術カスタマイズ支援タイプ			
費目			
費目			
合 計			

（注1）「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

（注2）「費目」欄には、実施要領別表5に掲げる費目を記載すること。

（注3）適宜、行を追加して記載すること。

導入機械等詳細（一括発注タイプ）

1 事業実施主体名

--

2 一括発注するスマート農業機械等

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台当たりメーカー希望小売価格（円）	1台当たり導入価格（円）	割引率（%）	台数	受益者数	合計価格（円）	
									うち国費	
RTK基地局 （注3）										

（注1）「農業機械の名称」欄には、実施要領別表4に掲げる補助対象機械から1つ選択して記載すること。

（注2）見積書、機械のメーカー希望小売価格（メーカー希望小売価格が明らかでない場合は過去における販売価格の実績の3者平均）に関する資料及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。

（注3）RTK基地局を同時に導入する場合は、この欄に記載すること。

3 技術カスタマイズの内容

技術カスタマイズの内容	カスタマイズ元の型式	取得予定年月	1台当たり価格（円）	台数	合計価格（円）	
					うち国費	

（注）見積書及び技術カスタマイズの内容を説明する資料を別途添付すること。

事業実施主体又は事業実施主体を構成する農業者等の一覧（一括発注タイプ）

1 事業実施主体名

--

2 事業実施主体又は事業実施主体を構成する農業者等の一覧

通し番号	事業実施主体名又は事業実施主体を構成する農業者等名	代表者氏名	営農品目	営農面積	導入希望台数	受益者数

（注1）営農品目及び営農面積は、本事業によって導入した機械等が利用されるもののみを記載すること。

（注2）事業実施主体がコンソーシアムである場合は、コンソーシアム規約を添付すること。

（注3）事業実施主体を構成する全ての者（農業者等が事業実施主体となる場合は、農業者等）における受益者が3者以上（それぞれ2者以上の農業者等から作業受委託等を実施していることが分かる書類）を添付すること。

（注4）適宜、行を追加して記載すること。

加工・業務用野菜に係る契約内容確認書

1 取組主体名

--

2 契約内容

採択年度（契約年度）		
対象品目名		
契約期間（注1）		
契約方法（注1）	数量契約（t）	面積契約（ha）
加工形態（注2）		
備考（注3）		

上記の内容に相違がないことを確認します。

年 月 日

住所
出荷者名

年 月 日

住所
(注4) 中間事業者名

年 月 日

住所
実需者名

- (注) 1. 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。
 2. (注1)については、契約期間が1年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する、又は別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
 3. (注2)については、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。
 4. (注3)については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあっては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載する。
 5. (注4)については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあっては、記載欄を追加して全ての中間事業者を記載する。

事業実施状況報告書（一括発注タイプ）

1 事業実施主体名

--

2 事業実施主体の成果目標及び事業実施主体を構成する農業者等の取組目標のポイント一覧

成果目標及び取組目標の項目	事業実施主体を構成する農業者等名	事業完了年度	目標値	目標年度	目標年度における値	達成率（%）
1. 10a当たり労働時間（作業受託による作業時間も含む。）を削減（値は時間単位で記載すること。）	取組目標の値					/
						/
						/
						/
						/
	成果目標の値 （取組目標の平均値）					
2. 経営面積（作業受託面積も含む。）を拡大（値はha単位で記載すること。）	取組目標の値					/
						/
						/
						/
						/
	成果目標の値 （取組目標の平均値）					
3. 農業所得（作業受託による収入も含む。）を増加（値は千円単位で記載すること。）	取組目標の値					/
						/
						/
						/
						/
	成果目標の値 （取組目標の平均値）					

（注1）事業実施主体が農業者等の場合は、「取組目標の値」欄には記載せず「成果目標の値（取組目標の平均値）」欄に直接記載すること。

（注2）目標年度における値に関する根拠資料を添付すること。

（注3）適宜、行を追加して記載すること。

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業内容等）

--

4 事業の進捗状況（補助事業者記載欄）

--

スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業
(共同利用タイプ)
事業実施計画書

事業実施年度	令和〇年
都道府県名	〇〇〇
事業実施主体名	〇〇〇
(代表者)	〇〇〇

整理No. _____

事業実施計画 総括表（共同利用タイプ）

1 事業実施主体（申請者）名

--

2 事業実施主体の概要

代表者	所属・役職	
	氏名	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

3 事業計画

事業の目的・内容	
事業完了予定日	

4 ポイント

様式第3-2号「成果目標一覧（共同利用タイプ）」のとおり。

5 総括表

事業の種類	総事業費 (円)	負担区分			備考欄
		国庫補助金 (円)	補助率	自己資金 (円)	
3 共同利用タイプ					
合 計					

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

成果目標及びポイント一覧（共同利用タイプ）

1 事業実施主体（申請者）名

--

2 成果目標一覧

成果目標の項目	数値			ポイント
	現状値（令和〇年度：事業実施年度）	目標値（令和〇年度：事業実施年度の翌々年度）	割合（％）	
1. 10a当たり労働時間（作業受託による作業時間も含む。）を削減（値は時間単位で記載すること。）				(①)
2. 経営面積（作業受託面積も含む。）を拡大（値はha単位で記載すること。）				(②)
3. 農業所得（作業受託による収入も含む。）を増加（値は千円単位で記載すること。）				(③)

（注）現状値については、根拠となる書類を添付すること。

3 加算ポイント一覧

項目				ポイント		
1. 機械価格をメーカー希望小売価格から10%以上削減	農業機械の名称	数値				
		メーカー希望小売価格（円）	調達価格（円）	削減率（％）		
					(④)	
2. 事業実施主体が実需者との契約に基づき加工・業務用野菜に取り組んでいる場合					(⑤)	
3. 事業実施主体が転換果樹に取り組むために水田を畑地化した場合					(⑥)	
4. 事業実施主体が輸出に取り組んでいる場合					(⑦)	

（注1）該当する場合にのみ記載すること。

（注2）それぞれの項目における取組を確認できる書類を添付すること。

（注3）適宜、農業機械の名称に関する行を追加して記載すること。

4 ポイント合計

①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=

--

事業実施経費（共同利用タイプ）

1 事業実施主体（申請者）名

--

2 事業実施経費

事業の種類	金額（円）	内訳	備考
4 共同利用タイプ			
機械費			
合 計			

（注1）「備考」欄には、単価、人数等の根拠（資料名等）について具体的に記載すること。

（注2）「費目」欄には、実施要領別表5に掲げる費目を記載すること。

（注3）適宜、行を追加して記載すること。

導入機械等詳細（共同利用タイプ）

1 事業実施主体（申請者）名

--

2 共同利用するスマート農業機械等

農業機械の 名称	メーカー名	型式	取得予定 年月	1台当たり メーカー希望 小売価格 (円)	1台当たり 導入価格 (円)	割引率 (%)	台数	共同 利用者数	合計価格（円）	
										うち国費

- (注1) 「農業機械の名称」には、実施要領別表4に掲げる補助対象機械から1つ選択して記載すること。
- (注2) 見積書及び機械の機能が分かるもの（パンフレット等）を別途添付すること。
- (注3) 適宜、行を追加して記載すること。

機械共同利用者一覧 兼 共同利用計画書（共同利用タイプ）

1 事業実施主体（申請者）名

--

2 導入する機械の共同利用者一覧 兼 共同利用計画書

通し番号	機械を共同利用する農業者等名	使用機械	使用面積	使用日数	作業内容

- (注) 適宜、行を追加して記載すること。

加工・業務用野菜に係る契約内容確認書

1 取組主体名

--

2 契約内容

採択年度（契約年度）		
対象品目名		
契約期間（注1）		
契約方法（注1）	数量契約（t）	面積契約（ha）
加工形態（注2）		
備考（注3）		

上記の内容に相違がないことを確認します。

年 月 日

住所
出荷者名

年 月 日

住所
(注4) 中間事業者名

年 月 日

住所
実需者名

- (注) 1. 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。
 2. (注1)については、契約期間が1年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する、又は別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
 3. (注2)については、事業実施主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。
 4. (注3)については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあっては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載する。
 5. (注4)については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあっては、記載欄を追加して全ての中間事業者を記載する。

事業実施状況報告書（共同利用タイプ）

1 事業実施主体名

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の項目	事業完了年度	目標値	目標年度	目標年度における値	達成率（%）
1. 10a当たり労働時間（作業受託による作業時間も含む。）を削減（値は時間単位で記載すること。）					
2. 経営面積（作業受託面積も含む。）を拡大（値はha単位で記載すること。）					
3. 農業所得（作業受託による収入も含む。）を増加（値は千円単位で記載すること。）					

（注1）目標年度における値に関する根拠資料を添付すること。

（注2）適宜、行を追加して記載すること。

3 成果目標を達成するに当たって実施した取組内容（導入機械、作業内容等）

--

（注）共同利用したことを証明する書類を添付すること。

4 事業の進捗状況（補助事業者記載欄）

--

(別紙様式第18号)

農業労働力確保支援事業実施計画書 (実績書)

1 労働力を確保するマッチングサービスの概要^{※1}

(1) サービスの仕組み

(2) サービス利用料金の設定方法

※1 マッチングサービスの概要や料金設定が分かる資料を添付すること。

2 事業の内容

(1) 事業 (予定) 期間^{※2}

サービス提供開始日: 年 月 日

サービス提供完了日: 年 月 日

※2 本事業を活用して労働力を供給する期間を記載。

(2) 労働力供給計画 (実績)

期間中の供給労働力合計	うち、事業対象労働力 ^{※3}	(参考)前年同期の供給実績
人・時間 ^{※4}	人・時間	人・時間

※3 農業者ごとに、事業期間中初めてマッチングサービスを利用する際の供給労働力を積算すること。

※4 供給する労働力の単位は任意とし、農業者と契約する際の労働力単位等を踏まえて設定してよい。

(3) 本事業を活用した利用料金の設定方法^{※5}

※5 本事業による利用料の減免を踏まえたサービスの料金体系、農業者への告知内容などを記載する。

(4) 経費の配分

区分	供給量	事業費 ^{※6}	負担区分			備考 ^{※8}
			県費	利用者負担	その他 ^{※7}	
期間中の供給労働力合計	人・時間	円	円	円	円	
うち、事業対象労働力						
合計						

※6 労働者へ支払われる賃金相当額は含めず、マッチングサービスの利用料のみを記載すること。

※7 事業実施に合わせて事業実施主体が利用料を一部負担する場合は「その他」欄に記載する。

※8 仕入れに係る消費税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円うち県費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

(注) 計画変更の場合にあつては、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注) 実績報告時は供給した労働力の詳細 (相手方農業者名等) が分かる資料を添付すること。